

訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)
運営規定

狭山神経内科病院

介護保険訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

(事業の目的)

第1条

この規定は、医療法人社団武蔵野会が開設する狭山神経内科病院（以下「事業所」という）が行う介護保険訪問リハビリテーション及び介護予防リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という）の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問介護リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態になった場合において、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能維持回復を図るものとする。
3. 指定介護予防訪問リハビリテーション事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、その居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
4. 事業の実施に当っては、地域との結びつき並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 狭山神経内科病院 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 埼玉県狭山市加佐志 65 番地

(従業者の職種、員数、及び職務の内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

理学療法士 1人以上

作業療法士 1人以上

言語聴覚士 1人以上

訪問リハビリテーション計画(予防訪問リハビリテーション計画)を作成し、指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の休日及び12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(訪問リハビリテーション等の内容)

第6条

訪問リハビリテーション等は、主治の医師の指示に基づき、利用者の心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に沿って行う。

(指定訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用の額)

第7条

指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービス提供をする場合において自動車を使用した指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。その交通費は、事業所から利用者の居宅までの直線距離を計測し、1km当たり100円とする。なお距離の端数は切り捨てとする。
3. 自動車を使用した指定訪問リハビリテーション等において利用者の居宅等に駐車スペースがなく、事業所の自動車をコインパーキング等に駐車する場合には駐車に要した実費を利用者に請求する。
4. 徒歩、自転車等により利用者の居宅に赴いた場合には交通費は請求しない。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、狭山市及びそれに隣接する市とする。ただし、それ以外においても当該訪問リハビリテーションを必要とする利用者からの希望があれば、必要性に応じて対応を検討する。

(苦情処理)

第9条

指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2. 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
3. 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
4. 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う。その他の市町村が実施する事業に協力するよう求める。

(事故発生時の対応)

第10条

利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第11条

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を順守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条

自然災害や感染症被害に対する意識を高め、専門的知識と技術に基づき、リハビリを提供できるよう BCP（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じます。感染症については、感染症を発生させない、まん延させないことを目的として措置を講じる。

2. 平常時から政策策定に関与し、災害リスクの低減に努め、災害時は災害の種類や規模、被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行う。
3. 従業者に対し、BCP（業務継続計画）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
4. 定期的に BCP（業務事業計画）の見直しを行ない、必要に応じて内容の変更を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士等その他の従業者に周知徹底を図ること。

2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、理学療法士等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修・訓練を定期的に（年1回以上）実施すること。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメント対策)

第14条

介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権の擁護、虐待の防止」「男女雇用機会均等法」におけるハラスメント対策」に取り組む。事業者としてハラスメント防止を従業者に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等に取り組んでいく。従業者から利用者家族等に対するハラスメント、利用者、家族等から従業者に対するカスタマーハラスメントと判断する事案があった際は、施設で委員会の実施、必要に応じ行政機関などへの報告を行いながら対応する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

1. 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)院内研修 年1回

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社団法人武蔵野会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、2022年4月1日から施行する。

2025年4月1日より一部改正

第12条 事業継続計画の策定

第13条 虐待の防止のための措置に関する事項

第14条 ハラスメント対策

第15条 その他運営に関する重要事項